

- ・毎年度、5～7月頃、各学校の施設状況や通学区域内の児童生徒数の見込み等を考慮し、学校ごとに翌年度の受け入れ可能人数を決める。習熟度別少人数授業等での教室の使用状況も考慮して、受け入れ人数、学級数を算定する。
- ・通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については、受け入れ制限を行う。収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度、各学校の受け入れ人数、学級数とあわせて公表する。
- ・また、実際の受け入れ人数は、年度途中の転入者等で学級数が増えないように考慮する必要がある。年度途中の転入者や指定外就学の人数を受け入れることを考慮して、受け入れ人数を算出する。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とする。
- ・通学区域に居住する児童生徒に加え、きょうだい関係（きょうだいの在籍する小中学校）や自宅からの距離（最も自宅から通学距離の近い小中学校）、進学中学校（通学区域外の小学校に在学している場合、その進学中学校）で優先とし、必ず入学を保障する扱いとする場合は、該当する児童生徒数の今後の見込みを推計し、それを十分に勘案して決定する。

d 学校選択の希望調査

- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望者は、定められた期間内に申請書を提出する。希望調査票は、提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものと見なす。この取り扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・希望順位を付けて、例えば第2希望、第3希望というように複数校を希望できるようにする。
- ・通学区域に居住する児童生徒に加え、きょうだい関係（きょうだいの在籍する小中学校）や自宅からの距離（最も自宅から通学距離の近い小中学校）、進学中学校（通学区域外の小学校に在学している場合、その進学中学校）で優先とし、必ず入学を保障する扱いとする場合は、希望調査時点で、例えば、通学区域の学校、通学区域外のきょうだいの在学する学校、自宅から最も近い通学区域外の学校、在学する通学区域外の小学校の進学中学校のうちか

ら、入学を保障する学校を選択できる。

- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1～2週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

e 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。なお、通学区域内の児童生徒に加え、きょうだい関係や自宅からの距離、進学中学校で優先扱いする場合は、これらに該当する児童生徒は、入学者として決定する。これ以外の選択希望者（第1希望）を対象に公開抽選を行い、入学者を決定する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位を付けて登録する。
- ・第1希望で抽選となり、当選しなかった場合で、第2希望の学校が受け入れ人数に達していない場合、その学校の入学者とする。第2希望で、受け入れ人数を超過した場合は、公開抽選を行い、入学者を決定する。第2希望で抽選となり、当選しなかった場合で、第3希望の学校が受け入れ人数に達していない場合、その学校の入学者とする。第3希望で受け入れ人数を超えた場合は、公開抽選を行い、入学者を決定する。以降、上記の手順を繰り返し、希望順位の最後まで進めば、各学校の入学者が確定する。
- ・選択希望した学校に抽選等に入れなかった場合にあっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。また、通学区域の学校に加え、きょうだい関係や自宅からの距離、進学中学校の優先を認める場合は、それらに該当する学校のうち、希望調査時点で本人が選択した学校への就学を必ず保障する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は1月末頃まで、中学校は2月中旬頃まで補欠者の繰り上げを行う。繰り上げにならなかった場合は、それより次位の希望校又は通学区域の学校を指定校とする。なお、通学区域の学校に加え、きょうだい関係や自宅からの距離、進学中学校を優先する場合は、それらに該当する学校のうち、本人が選択した学校を指定校とする。

f 選択における優先

次に掲げる(a)～(d)に先だって、障がいのある児童生徒やいじめ等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する児童生徒については、学校選択制の導入にあたって、その就学を優先することが必要である。

- ・詳細な内容については、「4 障がいのある児童生徒等の就学について」に記載。

次に、下記(a)～(d)を優先扱いすることが考えられるが、そのうち(a)については、必ず優先扱いする。

(a)通学区域内に居住

- ・通学区域内に居住する児童生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず入学できるという運用を行う。

(b)きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。
- ・優先扱いとせず、抽選対象とするという方法もある。
この場合、抽選に漏れることもある。通学区域の学校であれば、きょうだいで同じ学校に就学することが確実であり、そのことも保護者に事前に周知し、理解を求めることが必要である。
- ・双子など新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により1組として取り扱う。

(c)自宅からの距離

- ・通学区域外の学校の希望者の中には、自宅からの通学距離の近さや安全面で優先してほしいという意見があった。特に、安全面による優先は、極めて重要である。なお、安全面に関して指定外就学の適用も考えられ、その基準に「全市共通の項目」として追加することとしている。(3(2)②で後述)
- ・「自宅からの距離の近さ」については、その区域に居住する児童生徒について、優先扱いとすることができる。優先扱いする学校は、「自宅から最も近い通学区域外の学校」とする。

- ・「自宅から通学区域の学校」まで、及び「自宅から最も近い通学区域外の学校」までの通学距離等に条件を付することも考えられる。
- ・しかしながら、場合によっては、対象の児童生徒数が相当数に及ぶことが考えられる。この場合、通学区域の児童生徒に加え、「距離が近い」児童生徒をすべて受け入れる教室数が必要となる。
- ・自宅からの距離で優先する区域については、区長が設定する。
- ・当該区域の設定にあたっては、当該区域に居住する就学前の子どもや児童生徒数の調査を行い、今後数年間、学校の施設収容面で受け入れが保障できるかどうか十分検討した上で、優先扱いにするかどうか決定する必要がある。
- ・これらの優先扱いについても、将来、当該通学区域の児童生徒数が急増した場合は、変更される可能性のあることをあらかじめ保護者に周知することも必要である。

(d) 進学中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、小学校の友人関係、小中連携に配慮し、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は、優先扱いとすることができる。
- ・学校の選択希望調査終了後や年度途中にも、障がいのある児童生徒やいじめ等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する児童生徒、(a)～(d)を優先する場合、該当する児童生徒の受け入れを保障できるように、受け入れ人数に余裕をとる。

g 通学

- ・小中学校ともに原則徒歩であり、自転車の利用は禁止とする。
- ・例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、費用は保護者負担とする。
- ・指定外就学の許可には、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となっている。学校選択制の場合も、保護者の責任において、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、学校選択の希望申請を行うよう周知する。

h 就学制度の公平・公正な運用の確保

- ・他都市では、希望校の通学区域に居住するなど、優先扱いであれば、無抽選で就学できることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが生じており、学校選択制の公平・公正な運用を確保するため、職員が生活実態調査（実地調査）を行っている。虚偽の住民登録により住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校を求めると注意喚起を行っている。
- ・本市においても、現在、適正就学の取組を行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、他都市と同様の事例が生じることとも想定されることから、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・本市では、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取組を行っており、今後も引き続き取り組む。

④ 学校選択のための情報提供

各区で、子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるように、区長と連携して取り組む。

子どもや保護者が学校を選択するにあたり、学校が、子どもや保護者に対し、どのような情報をどのように提供するのかについては、非常に重要であり、例えば次のような提供方法がある。

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各小中学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- ・各小中学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間も含め、学期ごとに3～5日程度、実施する。
- ・学校見学や学校のホームページの充実に取り組む。

保護者の方に、子どもが実際に活動している様子そのものを実際に見てもらって、学校を選択してもらうことが大切である。

保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供を行う。

⑤ 課題と対応

- | | |
|---|----------------------|
| a | 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保 |
| b | 学校と地域との関係の整合性 |
| c | 学校の施設収容面での制約 等 |

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・特に小学生は、通学の負担等、遠距離通学が課題となる。
- ・本市では、ほとんどの地域でPTAや地域の方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでおり、学校選択制を実施した場合でも、引き続き見守り活動は必要である。
- ・他都市の事例では、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所まで、保護者が送り迎えをする。その集合場所から、通学区域内の友達と集団登下校をしており、通学区域内は、保護者・地域で見守り活動を行っている。通学区域外の子どもも、同じ「〇〇区の子ども」であり、それぞれの地域の方には見守りをお願いしている。
- ・指定外就学により通学区域外の学校に通う児童生徒の場合も、保護者責任を明確にし、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所までは、保護者が付き添って連れてくるなど、工夫をして対応しており、学校選択制の場合も、同様の対応ができるのではないかと考える。
- ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう周知に努める。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・本市の場合、小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。また、学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場であり、防災の拠点施設でもある。
- ・学校と地域が連携して取り組んできている「はぐくみネット」（すべての小学校区）や「学校元気アップ地域本部事業」（76校区、25年度127校区をめざす）など小学校区や中学校区を単位とした事業は、大切であり、今後も継続して取り組んでいく。
- ・保護者は、学校選択制の実施に関わらず、地域の取組等への参加意識が希薄になっていると考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。
- ・学校選択制を実施した場合、学校と地域との関係について、どの

ように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、各区で具体的に議論し検討する。

○ 学校施設収容面での制約等

- ・本市の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要になる可能性のある小学校が約4分の1もあり、これらの学校は、通学区域外に居住する子どもや保護者が就学を希望しても、受け入れができない可能性がある。また、余裕教室が少なく、受け入れ人数に限られる学校も多いことから、希望者が受け入れ人数を超える場合は、抽選により就学者を決定せざるをえず、結果として、子どもや保護者の学校選択の希望が叶わない場合が生じる。
- ・学校選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することなどにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じることが、他都市の事例で見受けられる。本市では、学校の施設収容面での制約があること、また受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

(風評等による学校選択)

- ・風評と情報提供は、互いに関連性があると考えられ、的確な情報提供は、風評を排除することにつながる。子どもや保護者には、できるだけ詳しく正確な情報を提供し、正しい判断をしてもらうことが大切である。
- ・特に風評や偏見等で特定の学校を避けるような選択行為がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。併せて、学校は、保護者の方に適切な判断をしてもらえるよう、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供する。
- ・熟議で、学校選択の希望調査の結果をホームページ等で公表する時点から学校のランキングという風評が流れ始めないかと危惧するという意見があった。希望調査の結果等の公表にあたっては、例えば、その学校の通学区域の児童生徒が、通学区域外の学校を選択希望した状況等については、配慮する等、公表の仕方に工夫する対応も考えられる。

(課題への取り組み支援)

- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要である。
- ・選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは、課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区等が連携し、必要な支援を行う。

(2) 指定外就学の基準の拡大

① 指定外就学の基準の取り扱い

- ・指定外就学の基準の拡大にあたり、指定外就学を認める必然性の高い事項とそれほど必然性が高いとは言えない事項に区分し、整理する。必然性の高い事項については、全市共通の基準項目とし、必然性が高いとは言えない事項については、区で設定できる基準項目とする。
- ・転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等、現在、指定外就学で認めている基準は、指定外就学を認める必然性が高く、全市共通で運用する。
- ・通学の距離、部活動については、転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等の理由と比べると、それほど必然性が高いとは言えないことから、区で設定できる項目とする。

② 全市共通の項目

次に掲げる現行の基準は、全市共通の基準とする。

- ・一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき。
- ・住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。また、転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき。
- ・市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級す